

○ 子ども手当のお知らせ ○

本年10月から、子ども手当制度が変わりました。

10月からの子ども手当を受給するためには、9月まで子ども手当を受給していた方も含め、中学校卒業前までのお子さんを養育しているすべての方が申請が必要です。

申請手続きはお早めに

9月分まで高浜市より子ども手当を受給していた方には、10月中旬に申請用紙をお送りしました。

公務員の方は、職場での手続きとなりますので、高浜市への申請は不要です。

用紙の届いていない方、高浜市へ転入時に子ども手当手続きをしていない方は、問い合わせてください。

制度の変更に伴い、特例として平成24年3月31日までに申請した方は、10月分の子ども手当からさかのぼって受給することができますが、手続きはお早めをお願いします。

ただし、次の方はさかのぼって受け取ることができませんので、速やかに申請が必要です。

○10月以降に他市町村へ転居した方

○10月以降にお子さんが生まれた方

◆10月からの子ども手当制度

支給対象の子ども

日本国内に住所がある中学校修了前の子ども。ただし、海外に留学している場合も対象となる場合があります。

支給要件

日本国内に住所があり、支給対象となる子どもを監護し、かつ、生計を同じく(維持)する養育者(父、母、父母指定者、未成年後見人、支給対象施設の設置者、里親など)

※次の方はご相談ください。

- ・子どもが留学中の方
- ・子どもが児童福祉施設などに入所している方
- ・父母が海外在住で、父母の代わりに日本国内で子どもを養育している方
- ・離婚協議中で父母が別居しており、子ども手当の受給を双方が希望する場合
- ・未成年後見人
- ・里親

手当の月額

- ・3歳未満 1万5,000円
- ・3歳～小学生 (第1子、第2子) 1万円、(第3子以降) 1万5,000円
- ・中学生 1万円

支払時期

平成24年2月(平成23年10月分～平成24年1月分)、平成24年6月(平成24年2月・3月分)

問合せ先

☎こども育成グループ 子ども手当担当

☎52-1111(内線362)

○ 2011 カワラッキー賞表彰式 ○

市内の優秀な食育活動を表彰する「2011カワラッキー賞」の表彰式を11月27日(日)の農業まつりでを行います。

入賞作品の展示や食育コーナーもありますので、ご家族でお出かけください。



JAあいち中央高浜地区農業まつり

- と き** 11月27日(日) ※雨天決行
午前9時30分～午後3時
- と ころ** 高浜営農センター(JA高取支店敷地内)
- 内 容** 地元の新鮮野菜やお米などの農産物・特産品の即売
※表彰式は午後2時30分～
- 問合せ先** JAあいち中央高浜支店農業まつり事務局
☎53-0242

赤ちゃんの 写真を募集 します



- 対 象** 市内在住で11月1日現在おおむね1歳までのお子さん
- 掲載場所** 各種相談(1日号)、保健ガイド(15日号)、そのほか各種記事で使用させていただく場合もあります
- 応募方法** Eメールに①お子さんの名前とふりがな②性別③住所④電話番号⑤保護者の名前を記入のうえ、写真データを添付してお送りください。

※携帯電話で撮影した写真は不可。

応募期限 11月30日(水)

問合せ先 困危機管理グループ

☎52-1111(内線332)

Eメール kanri@city.takahama.lg.jp